

○高石市特別支援教育就学奨励費支給規則

昭和59年 3月31日
教育委員会規則第2号
(平19規7・改称)

改正 平成13年 3月 5日教委規則第4号
平成15年 3月 6日教委規則第3号
平成17年 8月19日教委規則第4号
平成19年 3月 5日教委規則第5号
平成19年 7月12日教委規則第7号
平成20年 3月 4日教委規則第6号
平成25年11月13日教委規則第2号
平成28年 3月17日教委規則第3号

(目的)

第1条 この規則は、特別支援学校への就学奨励に関する法律（昭和29年法律第144号）の趣旨に基づき、高石市立小学校及び中学校に就学する学校教育法施行令（昭和28年政令第340号。以下「令」という。）第22条の3に規定する障害の程度に該当する児童若しくは生徒の保護者又は支援学級に在籍する児童若しくは生徒の保護者に対して、就学奨励費（以下「奨励費」という。）を支給し、もって特別支援教育の円滑な実施に資することを目的とする。

(平19規7・一改、平25規2・全改)

(支給対象者)

第2条 奨励費の支給を受けることができる者は、高石市の区域内に住所を有し、高石市立小学校及び中学校に在学する児童又は生徒の保護者のうち、次の各号のすべてに該当する者とする。ただし、高石市就学援助費支給規則（昭和59年高石市教育委員会規則第1号）により就学援助費を支給している者は除く。

- (1) 児童又は生徒が、令第22条の3に規定する障害の程度に該当し、又は支援学級に在籍していること。
- (2) 世帯員全員の前年中の収入額が必要額の2.5倍未満であること。この場合において、収入額及び必要額の算定方法は、文部科学大臣の定める算定要領によるものとする。

(平25規2・全改)

(奨励費の種類及び支給額)

第3条 奨励費の種類は、次の各号に掲げるものとし、毎年度文部科学大臣の定める額を基準として、予算の範囲内において支給するものとする。

- (1) 学用品費
- (2) 通学用品費
- (3) 校外活動費
- (4) 学校給食費

(5) 新入学児童生徒学用品費

(6) 修学旅行費

(平13規4・平15規3・平17規4・平20規6・一改)

(申請)

第4条 奨励費を受給しようとする保護者は、毎年度特別支援教育就学奨励費受給申請書(様式第1号)及び口座振替依頼書(様式第2号)を教育委員会に提出しなければならない。ただし、前年中の所得額を確認できない場合は、所得証明書等前年中の所得額を証明する書類を添付しなければならない。

(平13規4・平19規7・平28規3・一改)

(決定)

第5条 教育委員会は、前条の規定による申請があつたときは、速やかに支給の適否を決定するものとする。

(通知)

第6条 教育委員会は、前条の規定により支給を決定した保護者に対しては特別支援教育就学奨励費支給決定通知書(様式第3号)により、不支給と決定した保護者に対しては特別支援教育就学奨励費不支給決定通知書(様式第4号)により通知するものとする。

(平19規7・一改)

(支給決定の取消し)

第7条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、奨励費の支給決定を取り消すことができる。

(1) 第2条の規定に該当しなくなつたとき。

(2) その他教育委員会が支給する必要がないと認めたとき。

(平13規4・一改)

(支給期間)

第8条 奨励費の支給は、第4条の規定による申請があつた日の属する月から始め、支給すべき事由が消滅した日の属する月又は3月のいずれか早い月をもって終るものとする。

(支給方法及び支給時期)

第9条 奨励費の支給は、保護者の申し出に基づき、口座振替払又は現金払により、おおむね10月及び3月に支給する。ただし、教育委員会が必要と認めるときは、別に支給時期を定めることができる。

(届出義務)

第10条 奨励費の支給を受けている保護者は、住所、氏名又は預金口座の名義若しくは番号その他教育委員会が定める事項に変更があつた場合は、速やかに教育委員会に届け出なければならない。

(平13規4・一改)

(委任)

第11条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行について必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この規則は、昭和59年4月1日から施行する。

附 則（平成13年3月5日教委規則第4号）

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成15年3月6日教委規則第3号）

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成17年8月19日教委規則第4号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成19年3月5日教委規則第5号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成19年7月12日教委規則第7号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成20年3月4日教委規則第6号）

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成25年11月13日教委規則第2号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年3月17日教委規則第3号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

様式第2号(第4条関係)

口座製替依頼書

年 月 日

高石市会計管理者 様

住 所
保護者氏名
連絡先

㊟

区 分		変 更 後
銀 行 名		
支 店 名		
口 座 名 義	フリガナ	フリガナ
口 座 番 号	普通・当座	普通・当座

小 学 校 名		小 学 校	中 学 校 名		中 学 校
学 年	組	見 察 名	学 年	組	生 徒 名

備 考

- 1 口座は保護者名義のものに限ります。(第三者名義の口座では、送金できません。)
- 2 指定していた銀行を変更する場合は、新しい銀行口座をこの様式によって届出るとともに、新口座に初めての送金があるまで変更前の口座を解約しないでください。
- 3 転出される場合は、必ず教育委員会へご連絡ください。

様式第3号(第4条関係)

高石市 丁目 番 号
様

特別支援教育就学奨励費支給決定通知書

あなたが、受給申請されました 年度の特別支援教育就学奨励費については、下記のとおり支給することに決定しましたので、通知します。

年 月

高石市教育委員会 印

記

支給期間 年 月 日 ～ 年 月 日

支給金額一覧表(途中転出された場合は月割額となります。)

		円			円
学用品費	小1		新入学児童生徒学用品費	小1	
通学用品費	小2 ～ 6			中1	
校外活動費	中1		修学旅行費		
(定額) 年額	中2 ～ 3				
学校給食費			宿泊を伴う校外活動費		

※ おおむね、前期分は10月末、後期分は3月末に振込します。

様式第4号(第4条関係)

高石市 丁目 番 号

様

特別支援教育就学奨励費不支給決定通知書

あなたが、受給申請されました 年度の特別支援教育就学奨励費については、下記の理由により支給しないことに決定しましたので、この旨通知します。

年 月 日

高石市教育委員会 印

記

[理 由]

様式第1号（第4条関係）

（平13規4・全改、平19規7・一改、平28規3・全改）

様式第2号（第4条関係）

（平13規4・全改、平19規5・一改）

様式第3号（第6条関係）

（平15規3・全改、平19規7・一改、平20規6・全改）

様式第4号（第6条関係）

（平13規4・全改、平19規7・一改）